

平成20年度町村議会表彰審査方針

地方分権改革の進展に伴い、二元代表制の一翼を担う地方議会への期待はますます高まっている。また、厳しい財政状況が続く中、議会の行政に対する監視の責任も格段に重くなっている。

こうした中で町村議会が住民からの信頼を勝ち得るためには、これまでのような執行機関に全面的に依存する受動的消極的な姿勢から脱却して、議会自らがその主体性を存分に発揮しなければならない。

先の地方分権改革推進委員会第1次勧告では、「開かれた議会」や「討論する議会」に向けた地方議会の抜本的な改革が必要であると指摘され、第29次地方制度調査会においても、「地方議会制度のあり方」について論議されている。

また、平成20年の地方自治法の一部改正により、地方議会活動の範囲の明確化等が図られ、これまで限定的にとらえられていた議会活動の範囲が広がられた。

町村議会としては、これらの動きを真摯に受け止め、さらなる向上を目指して研鑽努力を重ねる必要がある。

本審査会は、昨年度から実施された新しい表彰制度において、その審査を行うこととなったが、平成20年度町村議会表彰の審査については、昨年度の審査方針との継続性を踏まえつつ、下記により実施するものとする。

記

町村議会の活動を「住民にみえる議会」と「議会本来の役割を積極的に果たしている議会」の項目により、審査することとする。

1 「住民にみえる議会」とは、次に掲げる事例のような活動を積極的に展開している議会をいう。

- (例)・議会の日程や一般質問の内容を事前広報するなど住民の議会への関心を高める方策を講じている
- ・委員会を公開している
 - ・議場の型を工夫するなど傍聴者に対し議事を聞きやすくするような配慮している
 - ・休日議会や夜間議会を開くなど住民が議会に足を運べる機会を増やす努力をしている
 - ・住民懇談会、議会報告会を実施するなど住民と直接対話する機会を設けている
 - ・議会広報への編集等に議員自らが参画するなど責任ある分かりやすい広報を心がけている

- ・インターネットや CATV 等を利用して本会議や委員会を実況中継するなど全ての住民に議会の状況がわかるようにしている
- ・会議録を速やかに作成し、提供している
- ・議会のホームページを開設し、議会広報や会議録を掲載するなど議会情報の積極的公開に努めている

2 「議会本来の役割を積極的に果たしている議会」とは、次に掲げる事例のような活動を具体的に実施している議会をいう。

(例)・条例制定権を積極的に行っている

- ・意見書提出権を積極的に活用している
- ・地方自治法第 96 条第 1 項に基づく議決事件のほか、同条第 2 項を活用し、町村の行政運営の根幹に関わる事件について条例上議決事件とし、チェック機能を強化している
- ・長や執行機関と向き合うようないわゆる「対面式」で議員の発言台を設置するなど質疑応答がしやすい形を工夫している
- ・一般質問について、長や執行機関への通告制の見直しや一問一答方式を導入するなど議論の活発化のための努力をしている
- ・議員同士の自由な討論が行われている
- ・専門分野に関わる事件について専門的知見を活用するなど議事に必要な調査研究が行われている
- ・住民の声を直接聴くため、公聴会制度を活用している
- ・議事の内容を深めるため、参考人を招致している
- ・議会の予算について必要な額が措置されている
- ・議会事務局の体制強化のために何らかの工夫をしている
- ・必要な資料の調査や検索のできる議会図書室を整備している
- ・議員研修を積極的に行っている

表彰審査会委員

- | | | |
|-----|----|-----------------|
| 委員長 | 佐藤 | 竺(成蹊大学名誉教授) |
| 委員 | 松本 | 克夫(ジャーナリスト) |
| 委員 | 高部 | 正男(地方職員共済組合理事長) |